

第 7 7 2 回教育委員会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 2 日、御殿場市教育委員会 2 月定例会を御殿場市役所第 5 会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 勝 又 英 和	2 番委員 勝 又 將 雄
3 番委員 福 島 東	4 番委員 勝 又 綾 子
5 番委員 岩 瀬 こずえ	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	教育総務課課長補佐
学校教育課課長補佐	学校教育課指導主事
社会教育課課長補佐	図書館長
学校給食課副参事	

教育委員会事務局職員 教育総務課副参事
教育総務課主任

教育委員長	皆様、ご苦労さまでございます。 本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
-------	--

教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。
-------	---------------------------------

開 会 午後 1 時 3 0 分

教育委員長	本日の委員会はお手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。 それでは会議録署名人の指名を行います。委員長の指名により決定する事にご異議ございませんか。
-------	--

(異議なし)

教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 2 番勝又將雄委員と 3 番福島東委員にお願いいたします。 次に会期であります。本日 1 日間といたします。 なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。
-------	--

教育委員長	それではまず私から先月、1 月の定例会後出席した行事等の報告をさせていただきます。1 月 2 6 日、皆さんと一緒に教育委員の視察研修ということでシャープのショールームに行きまして。電子黒板・タブレット等実際に見て、触ってこれからの新しい教育の一
-------	---

	<p>片を少し見させて頂いたと感じております。大変有意義な一日で、本当にありがとうございました。</p> <p>2月5日ですが総合教育会議に向けまして打ち合わせをさせて頂きました。2月17日、第2回の総合教育会議ということで、市長公室で大綱の協議をさせて頂きました。こちらからも市長に意見等を述べさせて頂く機会を設けて頂きましたことを、心より感謝いたします。</p> <p>それでは当局から一言お願いします。</p>
教育部長	<p>本日はご苦労さまでございます。今、委員長からお話がありましたように先頃の総合教育会議におきましては活発な意見を述べて頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>学校もインフルエンザが一度は小康状態となった訳ですが、ここへきて学級閉鎖が3クラス出ております。今日は議案の数も大分ありまして、時間もかかると思いますがよろしく願いいたします。以上です。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
教育委員長	<p>最初に、御教議第9号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。</p> <p>それでは内容説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、お手元の議案書2ページをご覧ください。初めに議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、内容説明を申し上げます。お手元の議案書3ページをご覧ください。こちらは国の中央教育審議会の家庭や地域の要請のうち、出来る限り各学校の判断で自律的自主的特色のある学校教育活動が展開できるようにするため、学校管理規則のあり方について見直す必要があるとの答申を受けまして、平成18年に御殿場市立学校管理規則の一部を改正して学校の休業日を設ける場合の手続きについての改正を行いました。</p> <p>しかしながら、御殿場市立幼稚園園則につきましてはその際に改正がされなかったため、休業日を設ける場合の手続きに差異が生じています。そこで休業日を設ける場合の手続きについて御殿場市立学校管理規則と同一の内容とするため、規則の一部を改正するものです。</p> <p>議案書の5ページ・6ページをお願いします。新旧対照表でご説明いたします。御殿場市立幼稚園園則の第6条第2項の休業日を設けるという欄の「あらかじめ委員会の承認を得なければならない。」を「実施計画を付して、委員会に届け出なければならない。」</p>

	<p>に改めるものです。</p> <p>なお、附則としまして「この規則は、平成28年4月1日から施行する。」としております。</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第9号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第9号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第10号「御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>お手元の議案書7ページをご覧ください。初めに議案を朗読いたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、最初に、本案の経緯等について説明いたします。</p> <p>本市の特別支援学級の現状や課題、その対応方法については、これまで協議会等において概略を説明させていただいてきたところですが、その内容について別綴りの御教議第10号資料にまとめてありますので、こちらの資料を使い説明いたします。</p> <p>資料の「2特別支援学級の現状と対応」の【現状】をご覧ください。こちらにあるとおり、本市には、「特別支援学級の在籍児童生徒数が増加傾向にある中、特に自閉症・情緒学級への入級児童生徒が増加している」、「対象の児童生徒が通う学校に偏りがある」、「知的学級と自閉症・情緒学級の両方を開設している学校では、特別支援学級に対応した教室が不足しており、現状は会議室や多目的教室等を利用している」、「中学校の自閉症・情緒学級は富士岡中学校にしかなく、保護者の送迎負担が大きい」といった現状があります。</p> <p>裏面の「自閉症・情緒学級の入級状況及び今後の予測」をご覧ください。</p> <p>こちらは、平成26年度から平成29年度までの自閉症・情緒学級の現在の開設校別児童生徒数の推移をまとめたもので、増加傾向にあることがお分かりいただけると思います。</p> <p>例えば、玉穂小学校では、平成26年度16人だった人数が、平成29年度には31人に増え、小学校全体では66人になる見込み</p>

です。

表面に戻り、資料の「2 特別支援学級の現状と対応」の【対応】をご覧ください。

昨年度、教育委員会では校長会の代表者と共に特別支援学級検討委員会を組織し、先程申し上げた特別支援学級の現状や今後の入級児童生徒の推移の把握をし、その上で新設の必要性やもし新設となった場合どの学校に開設するのが効果的なのか、その際の通学区域をどうするか等の検討をいたしました。

その結果、特別支援学級検討委員会では、平成28年度に特別支援学級のうち、自閉症・情緒学級を「御殿場南小学校と西中学校に新設する」という最終案を取りまとめました。

今年度は、この最終案を定例教育委員会及び校長会へ報告後、御殿場市立学校設置審議会へ諮問し、最終案で了とする旨の答申をいただき平成28年度からの新設に向けて所要の手続きを進めてまいりました。このうち、特別支援学級の新設は静岡県教育委員会の許可によることから、先月1月21日に関係書類を添えて県教委へ新設の申請をし、今月の2月1日に県教委から新設の許可がおりたところです。

これを受け、現在、市内の特別支援学級のうち自閉症・情緒学級を開設している富士岡小学校・玉穂小学校・東小学校・富士岡中学校の4校の他に、平成28年度から御殿場南小学校及び西中学校に新たに学級を開設することとなり、通学区域を変更する必要性が生じたため規則の一部改正を行うこととなったものです。

それでは、規則の一部改正について説明いたしますので、議案書、9ページからの新旧対照表をご覧くださいと思います。これにより、小学校では、9ページにある東小学校の自閉症・情緒障害学級の通学区域である御殿場南小学校と、玉穂小学校の自閉症・情緒障害学級の通学区域である朝日小学校が、10ページにある新設の御殿場南小学校の通学区域となります。中学校では、9ページにあるように富士岡中学校のみに自閉症・情緒障害の学級が開設されていましたが、今回の新設により10ページにあるように富士岡中学校の通学区域は御殿場南小学校、富士岡小学校、神山小学校及び朝日小学校の4校となり、西中学校の通学区域は御殿場小学校、東小学校、原里小学校、玉穂小学校、印野小学校及び高根小学校の6校となります。

続きまして、10ページの附則を御覧ください。1項、施行期日ですが、平成28年4月1日といたします。12ページを御覧ください。2項、経過措置では、この規則の施行の際に通学している児童生徒については現在通学している学校か、この規則により通学す

	<p>ることとなる学校のいずれかを選択できる旨、規定しております。 3項、準備行為では入学の準備、例えば保護者へ入学通知を事前に送付することができる旨、規定しております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今御教議第10号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員	<p>来年度から西中学校に自閉症・情緒学級が新設されると、富士岡中学校に入学予定の対象生徒が富士岡中学校と西中学校に分かれるということでしょうか。</p>
学校教育課指導主事	<p>来年度の富士岡中学校の自閉症・情緒学級の生徒数が7人、新設されます西中学校の自閉症・情緒学級の生徒数が4人ということになる予定です。</p>
教育委員長	<p>ちなみに、今、小学校のデータはありますか。</p>
学校教育課指導主事	<p>自閉症・情緒学級、富士岡小学校が5人、玉穂小学校が16人、東小学校が4人、新設されます御殿場南小学校が同じく4人となる予定です。</p>
教育委員長	<p>その他にはよろしいでしょうか。それでは、他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第10号「御殿場市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第11号「平成27年度御殿場市一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>議案書の13ページをご覧ください。はじめに議案書を朗読いたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、別綴りの御教議第11号資料「平成27年度御殿場市一般会計補正予算(第4号)(教育費歳出抜粋)」の1ページ・2ページをお開き下さい。10款教育費に係る補正予算について説明いたします。1項3目教育指導費の説明欄の一般諸経費ですが、平成28年度から中学校の教科書が改訂されることに伴い、新学期からの授業に備え必要となる教師用教科書及び指導書を購入するものです。学校教育課関係は以上です。</p>

教育総務課長	<p>次に教育総務課関係を説明させていただきます。資料は1ページ・2ページです。10款教育費3項中学校費2目教育振興費の教材整備費につきましては、来年度中学校において教科書が改訂されることに伴い、副教材の内容に変更が生じることから新年度に備えて新たに副教材を購入するものです。</p> <p>次に4項幼稚園費1目幼稚園費は、御殿場市立幼稚園授業料等徴収条例に基づく授業料の減免と園児の減少に伴う授業料収入の減により財源更生を行うものです。</p> <p>以上、御教議第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今御教議第11号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員	<p>指導書の購入ということで説明がありましたが、その配布は先生一人ひとりに配布されるのでしょうか？</p>
学校教育課長	<p>教師一人ひとりに配布する予算は無いというのが現状です。指導書は非常に高価なもので、一冊数万円するものもありますのでなかなか全員の教師に与えるということが出来ない状況にありまして、学年に一冊か二冊、学年の規模に応じまして学校教育課で予算を立てて購入し配布し、使用してもらっているという状況です。</p>
教育委員長	<p>その他特にご質問等ありませんでしょうか。質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第11号「平成27年度御殿場市一般会計補正予算(第4号について)」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第12号「平成28年度御殿場市一般会計当初予算について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>ただ今議題となりました、御教議第12号につきまして内容をご説明申し上げます。議案書14ページをご覧ください。最初に議案を朗読いたします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、別冊の「御教議12号資料」をお開き下さい。最初に、私から教育費全般について説明させていただきます。1ページをお開き下さい。10款教育費の予算総額は42億8,600万円余となっております。前年度と比べますと6億3,200万円余、率にして17.3%の増額での計上となっております。</p> <p>増額の要因は主に御殿場小学校及び朝日小学校のプール改築事</p>

	<p>業と神山小学校の校舎改修事業による増であります。その他の事業では、1フロアに最低でも1台設置するという方針を進めて参りました電子黒板の設置が平成28年度で終了いたします。その他では、旧青少年会館跡地に青少年広場を整備する事業、また名誉市民であります勝間田清一伝の編纂事業がこれまで進めて参りましたけれども平成28年度をもって完了となります。</p> <p>個別の内容につきましてはそれぞれ担当課長から説明いたしますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは、順番に説明をさせていただきます。10款1項1目教育委員会費は教育委員の報酬など教育委員会の運営や活動に要する経費であり、前年度比8%の増額計上となっております。説明欄1の①の教育委員会委員報酬ですが、4月から新教育委員会制度の移行に伴い教育委員長と教育長の一本化の中で教育委員が教育長を除く4人となります。そのため新たに条例を制定し委員の改選に合わせ、10月から委員5人とするようになるものです。</p> <p>次に2目事務局費は教育委員会事務局運営等に要する経費で、前年度比3.6%の増額計上となっております。説明欄1③の特別職ですが、4月から新教育委員会制度に移行することに伴い教育長が一般職から特別職となる事によるものです。増額の主な要因としましては、育英奨学金の貸与者の増及び地区教育振興会補助金の増によるものです。地区教育振興会の増額要因は原里中学校と御殿場中学校で浙江省民族芸術団の上演開催に係る経費などによるものです。</p> <p>次のページをお願いいたします。3目教育指導費につきましては学校教育課で説明いたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>引き続き学校教育課分について説明いたしますので3ページ・4ページをご覧ください。3目教育指導費は、前年度比2.8%の増額計上となりました。説明は、4ページの説明欄により行います。説明欄1は①から⑨に記載しました学校医・学校歯科医・学校薬剤師等各種委員の報酬です。</p> <p>2の①は児童生徒の各種健康診断の委託及び健康診断で使用します検査器具の借り上げ等に要する経費です。②は医師会と協力して実施する事業で学校における保健管理の専門的な相談に要する経費です。③は市内小中学校16校の教職員の健康診断等に要する経費です。</p> <p>次のページに渡りますが、3の①は教育相談員を雇用する経費です。5ページ・6ページをお願いいたします。②は外国籍の児童生徒を対象に日本語指導等日常生活の適応を図るための事業に要する経費です。③は特別支援学級補助者、保健室補助者、学校図書</p>

室補助者、情緒通級指導教室補助者等に要する経費です。④は特別支援教育士の資格を持つ特別指導巡回指導員の雇用に要する経費及び個別支援計画をサポートする専門家チーム会議等に要する経費です。⑤は通常学級に在籍する発達障害の児童生徒に対して個別支援を行う支援員を雇用する経費です。⑥は教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保できるよう、学年事務等を支援する臨時職員を学校に配置し魅力ある学びづくりを推進するものです。⑦は教職員の授業力や指導力向上のための指導に当たる教育指導員の雇用や教育力向上のための調査・分析等を行う教育指導センターに要する経費です。⑧は文化スポーツ等の駿東地区の大会等体育・文化向上のための各種事業の負担金です。⑨は小中学校の児童生徒の夢を育む事業で芸術・文化・技能・体育等の専門家を招き、講話や実演等による児童生徒の感性を豊かにし、キャリア教育の推進を図る事業です。⑩は教育課程や特別支援教育の研究、情報教育の研究等教育研究を推進するための経費です。⑪は中学校の部活動が全国大会に出場するための経費です。

4は、英語教育並びに外国語活動の充実と国際理解協力推進を図るため、外国人英語指導者を小中学校へ配置するための経費です。

5は、1学級36人を超える多人数学級に教科指導・生活指導を行う支援員を配置し、児童生徒にきめ細やかな支援を行うために要する経費です。

6は、いじめ防止等を推進するための事業に要する経費です。

7の①は、市立幼稚園教諭の研修会のため、②は幼稚園・保育園・小学校の教職員合同研修会を実施するため、③は指定幼稚園の教育課程研究のため等それぞれの事業に要する経費です。

8は、市内小中学校の研修会や各教科研修等の費用の他、子ども達が交流する音楽会・陸上記録会の運営に要する補助金です。

9は、幼稚園教育指導員等を雇用する経費です。

以上で、3目教育指導費の説明を終わります。

教育総務課長

続きまして、2項1目学校管理費は小学校の管理運営や施設整備に要する経費で、前年度比73.5%の大幅な増額計上となっております。増額の主な要因は、御殿場小学校及び朝日小学校のプール改築事業、神山小学校校舎改築事業等の増額によるものです。御殿場小学校及び朝日小学校のプール改築事業につきましては、いずれも平成29年夏からプールが使用できるように行います。神山小学校校舎改修事業につきましては、平成28・29年の2ヵ年での事業となっております。

次のページをお願いいたします。説明欄3の施設整備費ですが、

ただ今申し上げたような各学校の基本設計や改修工事等が主な事業の内容となっております。

2目教育振興費は、小学校の教材備品やパソコン等の整備事業、要保護準要保護児童に対する就学援助に要する経費で、前年度比5.4%の増額計上となっております。増額の主な要因は、上小林分校の電子黒板購入費及び教育用コンピュータの借り上げ料の増額によるものです。

次のページをお願いいたします。3目印野小学校校舎改築事業費は学校周辺整備として旧印野支所跡地の整備等により、前年度比25.7%の増額となっております。内容としましては、グラウンドの拡張工事、屋外便所建設工事等に要する経費で平成28年度で事業が完了する予定です。

3項1目学校管理費は中学校の管理運営や施設整備に要する経費ですが、原里中学校グラウンド環境整備事業等の完了により前年度比31.3%の減額計上となっております。

次のページをお願いいたします。2目教育振興費は前年度比5.7%の増額計上となっております。増額の主な要因は、電子黒板の整備購入費です。説明欄1の④の電子黒板整備事業では、南中学校及び富士岡中学校に電子黒板をそれぞれ1台ずつ整備します。これによりまして、市内の小中学校の普通教室1フロア最低1台の目標が達成されます。

4項1目幼稚園費は、幼稚園の管理運営等に要する経費ですが、子どものための教育・保育給付費により前年度比27.8%の増額計上となっております。

説明欄2の①の施設型給付費は私立認定こども園の幼稚園部門等の利用者に対する給付に要する経費です。②の公立施設個人給付費は、公立幼稚園及び認定こども園の幼稚園部門の利用者に対する給付に要する経費です。

説明欄3の②は未就園児や就園児を対象に行う子育て支援事業の傷害保険等に要する経費です。

次のページをお願いいたします。2目私立幼稚園就園奨励費は、子育て世帯の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園の授業料等の助成に要する経費で前年度比2.9%の増額となっております。説明欄の私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園に就園し市内に住所を有する園児の保護者に対し授業料等の一部を補助し経済的負担軽減を図るもので、対象は363名を予定しています。

教育総務課関係は以上となります。

社会教育課長

続きまして社会教育課に関する予算について説明いたします。

	<p>引き続き13・14ページとなります。5項社会教育費1目社会教育総務費は前年度比9.3%の減額であります。主な減額要因は、青少年広場事業費の減額になります。右下の説明欄2の①生涯学習活動事業費は、隔年で実施いたしますごてんばDONDON等に要する経費です。</p> <p>次のページをご覧ください。3の①地域づくり事業は、市内6地区の地域づくり活動や体育振興・文化振興に対する補助金です。</p> <p>4の①青少年活動事業ですが、市民会館が改修工事で使用できないため市体育館で成人式を開催するための経費が増えております。</p> <p>5の③は放課後子ども教室にかかる経費です。8小学校区に9教室で行われております。</p> <p>7は東山の旧青少年会館跡地に防災機能を備えた野外活動ができる青少年広場整備事業にかかる経費です。平成28年度はトイレや倉庫を建設し、年度内に完成する予定です。</p> <p>8は名誉市民であります勝間田清一氏の伝記を作るための交付金です。平成28年度中の発刊を目指しております。</p> <p>次に2目文化財費は前年度比5.6%の増額です。主な増額要因は阿部博士没後50年記念展示事業に要する経費です。</p> <p>説明欄2の②は徳川家御殿造営400年の調査等に要する経費です。2の③は富士山の雲と気流の研究を行いまして現在富士山樹空の森に資料を寄贈いただいている、阿部正直博士没後50年の記念展示事業に要する経費です。</p> <p>次のページをお開き下さい。3目の図書館費は前年度比5.2%の減額となります。減額の主な要因は図書館整備構想策定委託の完了と電算機借り上げ料の減額によるものです。</p> <p>説明欄2の①図書館運営諸経費は図書館の窓口業務委託に要する経費です。2の②はブックスタート事業等を行っている子ども読書活動推進事業に要する経費です。2の③は図書の整備に要する経費です。</p> <p>説明欄3の施設管理費は光熱水費や土地借り上げ料等です。</p> <p>以上、社会教育課関係の説明となります。</p>
<p>学校給食課長</p>	<p>10款6項1目の給食センター運営経費でございますが、前年度比0.5%の減額となっております。減額の主な要因は児童生徒数の減です。また、今年度実施しています西・高根学校給食センターの整備計画の終了も要因となっております。</p> <p>説明欄1の人件費につきましては、学校給食センター運営委員の報酬及び職員の人件費となっております。</p> <p>3の学校給食諸経費ですが、小中学校児童生徒及び先生方の賄</p>

	<p>材料費ということで小学校が5, 755名、中学校が2, 980名分を計上しています。また、西・高根給食センターの配送業務、各小中学校の配膳業務委託等が主な経費でございます。</p> <p>4の①施設維持管理費につきましては、3センターの施設管理に係ります施設の保安業務あるいは保守点検等の経費でございます。③は南・西学校給食センターの関係で、11, 119. 32㎡分の土地借上料となっております。④は南学校給食センターのPFI事業に係る償還金並びに学校給食の配送等に要する経費です。</p> <p>6食育推進事業は、毎年夏休みに実施しております親子調理実習の調理器具等に要する経費でございます。</p> <p>7につきましては公用車の維持管理費及び更新等に要する経費です。</p> <p>9につきましては各種協議会への負担金となっております。</p> <p>以上で、学校給食課分の説明を終わります。</p>
教育委員長	ただ今御教議第12号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	資料の6ページ、3の⑥の魅力ある学びづくり推進事業についてですが学年事務補助者雇用経費となっておりますが、具体的にどのような形で配置しているのでしょうか。
学校教育課長	この事業につきましては、学校に一人、臨時の事務職員を配置して4月から先生方が行う様々な事務作業、例えば名簿作成等様々な事務がある訳ですが、それを担うことによって少しでも先生方が子ども達と触れ合う時間を確保していこうということで始まった事業です。今年度は、御殿場小学校・御殿場南小学校・原里小学校3校に配置されております。来年度は一人増員いたしまして、富士岡小学校に配置する予定でございます。学校からの要望も非常に大きい事業でありまして、その中で一人ずつ増やしてきているというのが現状です。
教育委員長	その他ご質問等ありませんでしょうか。質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第12号「平成28年度御殿場市一般会計当初予算について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第13号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱取り消しについて」及び御教議第14号「御殿場市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を、関連がありますので一括で審議いたします。それでは内容説明をお願いし

	ます。
学校教育課長	<p>お手元の議案書 15 ページをご覧ください。初めに御教議第 13 号の議案を朗読いたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>続いて議案書 17 ページをご覧ください。御教議第 14 号の議案を朗読いたします。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>それでは、最初に議案第 13 号について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、議案書 16 ページの委員名簿 4 番に記載のある望月久世氏の委員委嘱の取消しをするものです。</p> <p>望月氏は平成 27 年 4 月 1 日付けで御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の 1 人として、社会福祉士の資格を持つ福祉分野の専門家という立場で、平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間、委員の委嘱をした方です。</p> <p>しかし、望月氏は別綴りの御教議第 13 号資料①にあるとおり、成年後見人という立場を悪用し成年被後見人の預貯金を約 1,900 万円着服し、業務上横領の罪で起訴・追起訴されました。</p> <p>その後、別綴りの御教議第 13 号資料②にありますように昨年 12 月、望月氏に対して業務上横領罪により、懲役 3 年の判決が下されたものです。</p> <p>この間、担当課では、望月氏が非常勤の特別職であることから、市人事課及び市総務課の法規担当と、望月氏の身分取扱いについて協議をしておりましたが、より法的な助言・指示を頂いて対応するため先月 1 月 27 日に市の顧問弁護士に相談をいたしました。</p> <p>その結果、顧問弁護士からは、「本事案は委員会の会議の開き方、それに伴う委員の出席状況や報酬額などから、労働者と使用者に関して言及している労働基準法による取扱いではなく、行政庁が行政行為、行政権限において公益上の理由により、委嘱の取り消しをすることができる」旨の回答をいただきました。</p> <p>これを受け望月氏に対し、「委員としての信用失墜行為並びに公共の利益を損ねた」ことを理由に、平成 28 年 2 月 22 日付けで委嘱の取消しを行うものです。</p> <p>次に、議案第 14 号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の 17 ページ、18 ページをお願いいたします。</p> <p>本案は、ただ今ご説明いたしました御教議第 13 号の委員の委嘱取消しを受け、御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員設置条例の第 3 条、第 4 条により補欠の委員を委嘱するものでございます。</p> <p>後任の委員としてお願いする方は、18 ページの委員名簿 4 番に</p>

	<p>記載しております、中村仁美氏です。</p> <p>この方は、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持ち、現在、静東教育事務所のスクールソーシャルワーカーとして登録されており、福祉分野での臨床経験や学校現場での対応にも精通しております。</p> <p>任期は、前任者の残任期間とし、具体的には前任者の委嘱取消日の翌日、平成28年2月23日から平成29年3月31日までといたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育委員長	ただ今御教議第13号及び御教議第14号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第13号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱取り消しについて」及び御教議第14号「御殿場市いじめ防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会2月定例会を閉会といたします。
	<u>午後2時15分閉会</u>
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">2番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">3番委員 _____</p>